

女性にだけあった再婚禁止期間が撤廃されました

弁護士
角 大祐



令和6年4月1日から再婚禁止期間が廃止されました。

旧来の民法では、婚姻後200日を経過した後から離婚後300日以内に生まれた子については、当該婚姻の夫の子と推定するとの規程との関係から、父親推定の重複防止のため、離婚後100日間は、女性の再婚が禁止されていました。

この度の法改正では、婚姻後200日を経過した後から離婚後300日以内に生まれた子は、当該婚姻の夫の子と推定するとの原則は維持しながら、離婚後に女性が再婚した場合は、離婚後300日以内に生まれた子であっても、再婚した夫の子と推定することになりました。これにより、父親推定の重複が生じなくなったため、女性の再婚禁止期間も廃止されることになりました。

再婚禁止期間の規程は、そもそも女性にだけ再婚禁止期間が設けられていることが不平等であるだけでなく、医学が未発達だった頃であればともかく、DNA鑑

定技術の進歩より父子関係を明らかにすることができるようになった現代においては不要な規程となりました。

また、この度の法改正の背景には、無戸籍問題がありました。無戸籍問題とは、離婚後300日以内に生まれた子について、戸籍に前夫の子と記載したくないために、母親があえて出生届を提出しないことにより、無戸籍の子が生じてしまうという問題です。無国籍になってしまうと住民票の作成が困難となったり、公的サービスを受けられなくなったりするなど様々な不利益を被ります。この無戸籍者の数は、政府が把握しているだけでも約770人(令和6年3月時点)にも上っており、子どもが多いとのことでした。

この度の法改正により、無国籍問題の解消につながることも期待されます。

※無戸籍者の数は3月31日の北海道新聞記事によります

安楽死をめぐる問題点とは

弁護士
熊谷 建吾



最近、ALS患者を死亡させた医師の事件を契機に、一部で安楽死の是非を問う議論が再燃しています。

安楽死には、①致死量の薬剤を投与するなどの積極的安楽死②緩和ケアの副次作用として死期を早める間接的安楽死③患者や家族の意思で延命治療をしない消極的安楽死(尊厳死)に分類されます。間接的安楽死や消極的安楽死は、医療行為の一形態として通常は違法とはされず、是非が問われるのは、①の積極的安楽死の場合です。

わが国では積極的安楽死に関する明確なルールはいまだない状況です。刑法が同意殺人を処罰の対象としていることから、安楽死は合法化されていないというのが一般的な理解です。もっとも、過去の裁判例では、苦痛の程度が甚だしいことや、患者本人の明確な意思表示があることなど、一定の要件を満たす場合には合法となる余地があるとしつつも、結論として適法と

結論付けた事案はいまだありません。

冒頭の事件の京都地裁の判決でも、死期が迫り改善が不可能であることや苦痛の除去のために他に手段がないこと、患者の意思が真摯なものであることなど、複数の要件を満たす場合には罪にならない余地があるとしつつも、これらの要件を満たさないと医師に有罪判決を言い渡しています。

こうした厳格な要件を課す裁判所の立場からすれば、現在の法律の解釈として安楽死が合法となる(同意殺人で罰せられない)ケースは皆無に等しいと思われます。

